

# 関西労災職業病7・8月号

(通巻第198号)

関西労働者安全センター 1991.8.10 発行 200円

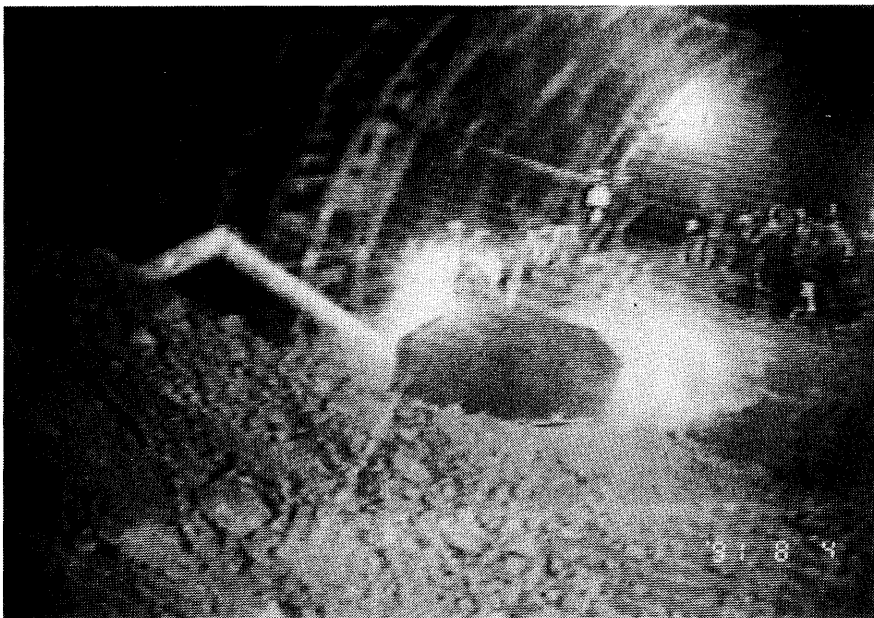
〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



## ◆目次◆

- 大阪トンネルじん肺訴訟提訴…………… 1
- アスベスト(石綿)・職業ガン110番開かれる…………… 6
- 外国人労働者を対象に電話労災相談……………10
- 南大阪・尼崎フィールド合宿開催……………11
- リレートーク職場復帰③ アルバイトの使い捨ては許さんゾ!……………12
- 前線から(ニュース)……………15
- 胸部レントゲン撮影を考える(続・その9)……………19
- うちの職場の危険度チェック④……………21

# 大阪トンネルじん肺訴訟提訴

原告五人、被告七社 大阪で初めての

トンネルじん肺集団訴訟

発破の後、濛々と土煙がまう坑内。エアホースを抱え、口にはタオルを巻いて突っ込んでいった。中は土煙のせいで一〇cm先も見えない。手探りで先端のところまでたどりつく。

一〇分もしてようやく先が見通せる程度になってくると直ちに「ずり出し作業」が始まる。なにせトンネル工事の給料は、メートル歩合制だ。

一刻も早く次の作業に取りかかったほうが日当は高い。ずり（発破で砕かれた土砂）の運搬で粉じんを出さないように撒水するなんて非能率的なことはやらない。ずり出しが終わると、次の発破のため、削岩機で削孔作業に取りかかる。削岩機には水

を使うが、一杯の水がなくなった後は、空ぐりをする。するとまた濛々と粉じんが発生する。孔にダイナマイトを充てんして発破。

こういうトンネル工事の仕事をしたことによって大量に粉じんを吸い込み、離職後長い年月を経て「じん肺」になった被災者が、当時トンネル工事をやった大手建設会社七社を相手取って、損害賠償を求める訴えを、八月二日、大阪地裁に起こした。訴えたのは松浦診療所に通院するじん肺被災者の岡野重市さん（60才）ら五人で、訴えられたのは鹿島建設、奥村組など七社である。（表1、2）



提訴後の記者会見（司法記者クラブ）

## トンネル工事によるじん肺

本当はもっと多いはず

労働省の調べによると、じん肺で新たに療養が必要と決定された被災者（じん肺法による管理区分四または、管理区分二、三の合併症り患・図1）の数は、現在でも年間千人を越える数に達している（八九年で一〇一人が決定を受けている）。そしてこの数は、労災保険法による補償の対象となる全業務上疾病のうちの約一割を占めている（八九年で九・六％）。さらにその内容を八九年で調べてみると、ずい道工事に従事し、療養の必要なじん肺を発病した労働者の数が二三八人であり、これは全体の二割をしめる。（表3）これは、業種別では石炭鉱業の二八五人につくものだ。

ところで療養の必要なじん肺の決定を受けている労働者には随時申請

（職場で事業主に義務づけられた特殊健診による管理区分決定申請でなく、すでに粉じん職場を離れた労働者などが任意に申請すること）による決定が多い。これは、遅発性の疾病であるという特徴によるものと

表1 被告会社一覧

原告	被告
岡野重市	㈱奥村組
三木明一	西松建設㈱
三木美雄	西松建設㈱、鹿島建設㈱
水口守	鐵建建設㈱、㈱間組、鹿島建設㈱
村上仁三男	梅林建設㈱、鐵建建設㈱、松本建設㈱、㈱奥村組

表2 トンネル工事に従事した年月と主なトンネル

原告	期間	主なトンネル
岡野重市	52～60年	九州を中心とした鉄道、道路トンネルなど
三木明一	53～62年	発電所、北陸トンネル、山科新幹線トンネルなど
三木美雄	58～64年	北陸トンネル、山科新幹線トンネル、新生駒トンネル
水口守	57～64年	梶原トンネル、大津新幹線トンネル、新生駒トンネルなど
村上仁三男	55～69年	ダム建設、国鉄鉄道トンネルなど10ヵ所

### ☑ | じん肺管理区分とその措置

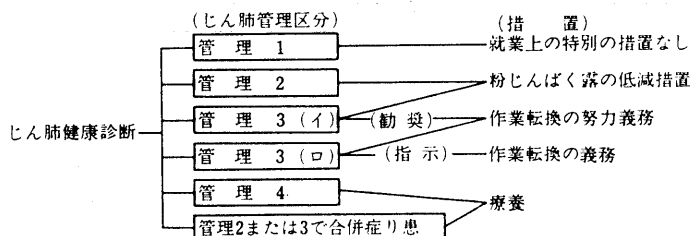


表3 じん肺管理区分の決定件数（業種別）

（平成元年）

業種別	区分	計	管理1	管理2	管理3			管理4			有所見者数計	合併症り患者
					イ	ロ	計	PR <sub>4</sub> (C)	F(＃)	計		
	計	3,101 32,326	431 3,032	1,043 25,364	616 2,786	516 1,078	1,132 3,864	104 17	391 49	495 66	2,670 29,294	577 63
製造業（省略）												
鉱業												
	石炭鉱業	878	63	309	222	142	364	27	115	142	815	140
	金属石油等鉱業	1,204	3	985	143	72	215		1	1	1,201	2
	探石業	292	78	132	33	19	52	3	27	30	214	99
	上記以外の非金属鉱業	661	10	609	34	8	42				651	2
	建設業	124	13	39	22	24	46	6	20	26	111	23
	上記以外の非金属鉱業	1,198	81	885	146	79	225		7	7	1,117	8
	建設業	71	22	14	14	10	24	2	9	11	49	9
	上記以外の建設業	446	33	335	52	24	76	1	1	2	413	1
	上記以外の事業（省略）	441	39	101	92	124	216	31	54	85	402	141
	ずい道建設工業関連建設業	904	143	541	154	56	210	2	8	10	761	2
	上記以外の建設業	223	44	50	35	53	88	12	29	41	179	49
	上記以外の事業（省略）	1,148	148	736	187	71	258	2	4	6	1,000	2

労働省労働基準局じん肺健康管理実施結果調

注：斜体数字は随時申請で外数

言ってよいだろう。

しかしこの場合には、

じん肺法の運用上、

申請する労働者がそ

れまでに従事した最

後の粉じん作業の証

明をもって決定され

ることになる。した

がって、炭鉱やトン

ネル工事に従事した

後に、建設現場のハ

ツリ作業、製造業で

の溶接、または研磨

作業などの仕事をし

ていると、労働省の

統計上はその業種に

よるじん肺というこ

とになる。その逆は

稀であることを考え

ると、この炭鉱とト

ンネル工事という二

つの業種のじん肺は

もっと割合が大きい

と考えられる。

さらに、トンネル工事という有期

事業の場合、一つの事業所で何年も

いるというのではなく、削岩機を扱

う技術を覚えた労働者がトンネル工

事を渡り歩き、複数の事業主の元で

粉じん作業につくということになる。

班長を中心とした一つの班単位で移

動する場合が多いが、班は事業所と

して固定している訳ではなく、労働

者の移動も多い。したがって離職後

に発症したじん肺は、じん肺法上の

決定を受けるまでに至らないケース

が多いものと思われる。そうすると、

トンネル工事の粉じんによる労働者

の健康被害は実際以上に少なく現れ

ているということになるのではない

だろうか。

トンネル工事の粉じんは

何の対策もされていなかった

それでは、トンネル工事の粉じん

表4 トンネル工事における粉じん作業管理の実態

粉じん作業教育用テキスト	原告の経験した実態
<p>各作業共通の粉じんばく露防止</p> <p>①換気装置、しゅうじん集じん機の正常な作動。</p> <p>②防じんマスクの着用。</p>	<p>①効き目のないファン、坑内の途中でまでしかない風管。</p> <p>②スポンジフィルターのマスク支給または持参のタオル使用。ずり出し作業はタオル着用。</p>
<p>削孔作業の粉じんばく露防止</p> <p>①湿式削岩機を水を注入しながら使用。</p>	<p>①水が不足し、空回りすることも多かった。</p>
<p>発破作業の粉じんばく露防止</p> <p>①発破後の換気を行う</p> <p>②換気の完了まで坑外で待機。坑内での待機にはマスク着用。</p> <p>③十分に粉じんの濃度が下がるまで待機する。</p>	<p>①自然の換気を十五分程度待つ</p> <p>②坑内で待機。マスクは着用せず。</p> <p>③濃度に関わりなく、十〜十五分だけ待機。</p>
<p>①ずりを湿った状態に保つため散水する。</p> <p>②トラック運搬時に粉じんが舞い上がらないように路面に散水する。</p>	<p>①散水せず。</p> <p>②散水せず。</p>

はどのようにしてこんなに数多くのじん肺を引き起こしたのだろうか。今回の訴訟の五人の原告が経験したトンネル工事をもとに見てみたい。

建設業労働災害防止協会が発行している「建設業における粉じんによる疾病の防止」という冊子がある。

この冊子は、題名のとおり現在のトンネル工事の粉じん対策の教育用テキストである。そのなかで「ずい道工事における粉じん作業の管理」という項で具体的に対策が述べられている。それと、原告の経験した作業実態を比較したのが表4である。当時の作業では、マスクを支給したということ以外に全く粉じん対策をやっていないことがわかる。そのマスクにしても、フィルターはスポンジ性の簡単なもので、目詰まりすると水で洗って使用し、全くの破損がない限り、新しいマスクを支給されることもなかったというような実態である。

「当時はダイナマイトの危険、落盤による危険については十分注意していたが、粉じんが病気を引き起こすなどとは毛頭思わなかった。もちろんそうした教育もなかったし、特

別な健診もなかった。」というのは原告のだけれども言うことである。

ツケは被災者でなく

建設会社がこうむるべき

江戸時代から職業病と認識され、

昭和五年にはすでに坑夫の「けい肺」

が内務省によって指定され、二十年

代前半で労働省は本格的なじん肺対

策に乗り出している。にも関わらず、

トンネル工事を行った大手建設会社

は目前の利益追及のため全く粉じん

対策を怠っていたのである。高度

経済成長という時代背景のなかで、

「豊かな国民生活」を求める風潮を

バックに、とにかく掘りまくるとい

う事業展開をした昭和三〇年代から

四〇年代のころ、働き盛りであった

掘進作業員は、いま、五〇才代、

六〇才代になり、じん肺の症状も顕

著なものになってきた。文字通りツ

ケが回ってきたということである。

しかし、ツケは被災者がこうむる

ものではない。そうであれば、トン

ネル工事の粉じんは永久に減らない  
だろう。損害賠償請求の意義はここ  
にあると言っていてよい。

訴訟を支援し

埋もれる被災者の救済を

今、全国で係属中のじん肺民事訴

訟は三〇件を数える。そのうちトン

ネル工事の訴訟は十六。特に、一昨

年提訴された四国じん肺訴訟（松山

高知、徳島各地裁）、昨年提訴さ

れた道南じん肺訴訟（函館地裁）は

大型の集団訴訟として争われている

が、大阪トンネルじん肺訴訟はそれ

に続くものである。今後もさらに同

種の訴訟が増えることが予想される。

もはや土木建設業界は、全体として

どのような責任の取り方をするかに

ついて、何らかの対応をすることが

社会的に要請されているとも言えよ

う。

関西労働者安全センターは、大阪

トンネルじん肺訴訟を支援し、さら  
に埋もれているじん肺被災者の救済  
の道を開くための活動を強化したい  
と考えている。



# 深刻なアスベスト禍を反映 — 総数三二五件 —

## 求められる早急なアスベスト全面禁止

◆◆◆ 大阪でも七四件の相談が続到

「うちの主人は長年断熱工事をして  
いるけど、最近セキがひどいので心  
配しているのですが。」

「つい先日、石綿肺で亡くなってし  
まって・・・」

七月二日、全国十二都道府県十四  
ヶ所で開設された「アスベスト(石  
綿)・職業ガン一〇番」には、こ  
んな健康への不安や被害を訴える電  
話が多くかかってきた。

一〇番を主催したのは、全国労  
働安全衛生センター連絡会議と石綿  
対策全国連絡会議。電話が開設され  
たのは東京・神奈川・新潟・京都・  
大阪・広島・愛媛・熊本・長崎・大  
分・宮崎。関西労働者安全センター

も電話を開設した。

全国の相談件数合計は三二五件で、

その内わけは、

①職業曝露による健康被害関係

一三一(四三)件

②職場の石綿対策関係

二六(一〇)件

③家族・近隣曝露関係

四(〇)件

④建物・家電製品等の関係

一四八(二三)件

⑤その他

一六(二)件

※( )は、大阪の件数。

※③の家族・近隣曝露とは、石綿労

働者の家族や石綿工場の近くに住民

の石綿曝露に関する相談のこと。

健康被害の相談相次ぐ

今回の取り組みは、石綿を取り扱  
う職場で発生している健康被害の掘



り起こし・救済を通じて、石綿の全面禁止を訴えていこうというもの。

どうしても、石綿使用品の相談が多くなるかもしれないと予想されたが、相談当日、前日の報道もその趣旨がいきとどいていたこともあって、健康被害に関する相談が相次いだ。

石綿吸引による病気は主に、石綿肺（石綿によるじん肺）、肺ガン、悪性中皮腫（胸膜、腹膜など）にできる悪性腫瘍で発症から一〜二年で死亡する）の三つ。職種としては、石綿製品製造・加工工場、造船所・発電所などの断熱工事、大工など建材加工を行う建築関係などに被害の発生が多い。

相談の内容としては、石綿による肺ガンを発症した労働者の家族・遺族からのもの（現在、末期ガンで入院中の方、石綿肺で死亡し四九日がすんだら相談に来るといいう方、解剖検査結果を待つて相談に来るといいう方）を中心に、『現在、石綿関係の

仕事に従事しているが呼吸器系に異常があり不安であるので医療機関を紹介してもらいたい』『病院でじん肺と診断された。労災としてじん肺の管理区分申請をしたい』といったものだった。病気としては、非常にまれな悪性中皮腫。この患者・関係者からの相談も相当数あった。現在各地域センターでは、これらのフォローを進めており、一定期間をおいて全国安全センターで中間総括をおこなう予定だ。

### 対策の必要性を痛感

これらのほとんどが労災申請できることを知らなかったり、医師などからも説明を受けていないという実態が浮き彫りにされた。また、作業者の健康管理や健康障害についての情報についても不十分である現状を示す相談も相当あった。

相談件数は、予想されたこととは

いえ多数にのぼり、東京では三回線が常時鳴りっぱなしという状態だった。相談の内容からいって、この石綿問題についての関心の高さがはつきりうかがえる反面、石綿の健康被害の危険性、その対策や補償のいずれについても、十分理解されておらず、関連情報の周知・徹底の必要性を痛感した。特に、そうした情報をもっとも必要としている被災関係者からの相談事例からこのことがはつきりと見てとれる。

### 一日も早く全面禁止を

今回よせられた深刻な相談事例も被害の一端を示しているに過ぎない。石綿の大量使用の実情から見ると、石綿被害は大きな社会問題だ。正確な数字は労働省も公表していないのでわからないが多数の、そして重篤な石綿被災者を出しながら「石綿が大変有用だから」という理由で石綿



の大量使用がつつけられていいわけがない。

発ガン物質である石綿・アスベスとは海外では規制が進んでおり、最近ではドイツが一九九四年末までの輸入、生産、使用の全面禁止を打ち出した。が、日本は、吹付け石綿が禁止されている他は規制されておらず、代替品開発と並行してどんどん石綿製品の製造を続けている。そのため将来的に石綿による肺ガンや悪性中皮腫の患者は増え続けると予測されている。

\*\*\*  
アスベスト一〇番

建設資材や断熱材の原料として使われているアスベスト(石綿)によって、健康被害を受けた労働者や遺族の相談にのる「アスベスト・職業がん一〇番」が二日、大阪など全国十九所に開設される。開設するのは、アスベスト規制法の制定をめざす全国労働安全衛生センター連絡会議と石綿対策全国連絡会議。

「石綿被害の完全救済と防止」と「石綿の全面禁止」が、いま強く求められている。

## アスベスト労働者から相談ぞくぞく

### 未組織・実態明らか

全国一斉「アスベスト・職業がん一〇番」の一環として、大阪でも七月二日電話相談を行った。二日以降の分も含めて、相談件数は八四件に上った。三年前にアスベスト電話相談を開設した時には、「うちの家の綿壁にアスベストが含まれているのでは」といった相談が多かった。それに比べ今回の電話相談は、「被害」に絞ったために、「仕事でアスベストを扱ったことがあるが大丈夫か」といった相談が多かった。その中で、じん肺管理区分申請、または労災申請が可能な事例もいくつかあった。その一端を報告したい。

アスベストにまみれて  
ブレイキライニングを製造

Aさんは、府下H市にあるアスベスト加工工場で約二〇年間働いてきた。主にブレイキライニングを製造している。国内向けにはノン・アスベスト製品を売り出しながら、東南アジアにはアスベスト製品を輸出して大きな利潤を上げているという。Aさんの仕事は一次加工されたアスベスト製品にフェノール等によって化学処理を施し、プレスで型抜きを行いブレイキライニングを製造するというものである。工程には、グライ

### 付朝日新聞

相談時間は午前十時から午後五時までで、電話番号は大阪06・5388・0148(関西労働者安全センター)▽京都075・691・99881(労災福祉センター)など。

ダーによる研磨、電動ノコギリによる切断などの粉じん作業がある。会社は集じん装置も付けず、簡易マスクを支給していただけだった。Aさんは再三集じん装置を付けてくれるように頼んできたが、設置されたのは昨年暮れのことであった。そのためAさんは下着の中までアスベスト粉じんにまみれながら作業しなければならなかった。粉じんによって仕事が終わっても痰が止まらないという状態だった。今年の六月「急性気管支炎」にかかったAさんは、「じん肺の疑いあり」と診断された。

センターがAさんと接触を持てたのは、Aさんの友人がたまたま「一〇番」を報道するテレビを見ていて、Aさんの病気はアスベストが原因ではないかと思ひ電話してきたからだだった。

現在Aさんは、じん肺管理区分申請の準備を行っている。

### 工業地帯の断熱工事に従事 重度のじん肺に苦しむ日々

奈良県に住むBさんは、かつてHパッキング製造会社に十三年間雇用された。その後Bさんは、ある断熱会社に就職、大手断熱会社の下請け工として、堺、鹿島、水島、尼崎といった工業地帯で蒸気配管にアスベストを巻き付ける断熱作業や、日立造船の現場に入り、船舶の居住区域に断熱材を貼りつける作業に従事した。四、五年前から息苦しさを覚えるようになった。肺機能が低下しているため、睡眠中は空気を吸い込む量が少なくなり、息苦しさを目覚めるといふ。「空気の薄い山の上で暮らしているようなものです」とBさんは訴える。Bさんも、現在じん肺管理区分の申請を準備中である。

AさんとBさんのように、アスベスト関連労働者の大半は、小零細の

企業に勤めている。労働組合もないそうした職場では、危険性とはうらはらに防じん対策がほとんど取られていないのが実情である。Aさんの場合のように、いくら防じん対策を取るように要望しても会社が聞き入れないことが多いのではなからうか。

AさんやBさん以外にも、アスベスト製品製造会社に勤務して肺がんで亡くなった労働者の家族からの相談など、深刻な相談が数多く寄せられた。現在個別の事例について、職歴・医証の確定を進めている。後日その詳しい内容を報告しようと考えている。

「アスベスト・職業がん一〇番」に取り組んで、あらためてアスベスト禍の深刻さ、裾野の広さを実感させられた。しかし、それも一端にすぎない。恒常的で効果的な被災者発掘活動をどうやって進めていけばいいのか、それが次の課題である。

# 外国人労働者を対象に

## 集中電話相談を開設（9月2～4日）

### アジアンフレンドとの共催で

九月二日から四日の三日間、アジアンフレンドと共催で外国人労働者の電話労災相談を開設する。

アジアンフレンド等とともに安全センターは、ユニオンひごろの取り組みだフィリピン研修生の労働争議を支援してきた。労働者としての保護を受けない研修生たちは、長時間のデータ入力作業により頸肩腕障害に被災した。一方関東では、日本語を解さないために機械の操作をあやまり事故に逢う外国人労働者が増加している実態が、『外国人労働者労災白書』（全国労働安全衛生センター連絡会議刊）によって明らかになってきている。


現在の日本政府の方針は、研修生と二世・三世の日系南米人の枠の拡大を意図する一方で、特にアジアからの不熟練労働者を排除するという

出入国管理を行っている。こうした外国人労働者の「非合法化」は、労働者としての権利主張を妨げ、労災に被災した労働者を追い詰めることにしかならない。こうした状況を踏まえ、関西でも外国人の労災相談の窓口を開設し支援活動を行っていくということになった。

今回の労災相談は、丹羽弁護士

SE VOCE SOFRE  
DE ACCIDENTE DE TRABALHO,

IF YOU'RE SUFFERING  
FROM OCCUPATIONAL ACCIDENTS

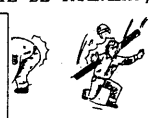


PLEASE CALL US  
AT (06) 634-2127  
SEPTEMBER  
AM 9:00 ~




YOU ARE ENTITLED TO RECEIVE FREE MEDICAL OR COMPENSATION FOR LOST WAGES CAUSED BY ACCIDENTS OR DISEASES CAUSED REGARDLESS OF YOUR NATIONALITY AND SEPTEMBER 2, 3, 4 AM 9:00 ~ PM 9:00 WE ARE READY TO RECEIVE YOUR CONSULTA

ASIAN FRIENDS

UMERO SEGUINTE



SI TIENES ALGUN PROBLEMA  
DE ACCIDENTE DE TRABAJO,

PUEDES LLAMAR POR TELEFONO  
AL N° (06) 634-2127

EL 2, 3, 4 SEPTIEMBRE  
DESDE LAS 9 DE LA MAÑANA  
HASTA LAS 9 DE LA NOCHE.

TODOS LOS TRABAJADORES EXTRANJEROS, ANQUE ESTEN EN SITUACION ILEGAL, TIENEN DERECHO A RECIBIR EL TRATAMIENTO MEDICO NECESARIO EN CASO DE ACCIDENTE, Y A SER RECONSIDERADOS POR LOS DIAS QUE NO PUDIERON TRABAJAR.

ASIAN FRIENDS "AMIGOS ASIATICOS"

—— 外国人労働者労災相談 ——

日時 9月2日～4日 AM 9:00～PM 9:00  
電話 (06) 634-2127 アジアンフレンド（旅路の里）  
対応できる言葉（予定）  
英語・韓国語・中国語・タイ語・スペイン語・ポルトガル語

呼び掛けて「外国人労働者の人権を守る関西ネットワーク（仮称）・準備会」に集まった集まった、国際結婚を考える会、ユニオンとうなん、

ユニオンひごろ、全港湾建設支部、フィリピンと日本を考える会、自治労総務支部などから協力を得ている。今回の電話相談を機に、恒常的な相

談活動を行いたいと思っており、ぜひともより大きな陣形で、労災に被災した外国人労働者の支援活動を行っていききたい。

八月四日～七日

## 南大阪・尼崎労働フィールド開催

八月四日から七日までの予定で南大阪・尼崎労働フィールド合宿が今年も始まる。

四日に国労の森村敏孚氏から基調講演は行ってもらい、五日から三班に別れ、職場での体験労働や労働者との交流を行う。今回訪問する労組は、全港湾米穀運送分会、大正埠頭分会、金属機械港合同田中機械支部、矢賀製作所支部、大阪亜鉛支部、ゼネラル石油労組、電通合同労組、阪神医療生協である。また、新たな試みとして最近結成されたじん肺患者

同盟弁天町支部との交流も企画している。

以前に比べて学生の結集は少なくなっているが、この労働フィールドは、学生が現場で働く労働者と触れ合い自身の生き方と運動との接点を探るユニークな取り組みとして定着している。各労組のご支援を得て、今後につながる有意義なものとしていきたい。



### '91年南大阪・尼崎労働フィールド合宿スケジュール

	四日 日	五日 月	宿泊	六日 火	宿泊	七日 水
一班	オリエンテーション	阪神医療生協 特養ホーム田園苑 中国医学研究所 交流会	阪神医療生協	全港湾大阪支部 塩回送分会 電通合同労組	松浦 診療所	総括会議 じん肺患者会交流 講演 榎本 祥文氏
二班	森村 敏孚氏	ゼネラル石油労組	松浦 診療所	全港湾大阪支部 大正埠頭分会 電通合同労組		
三班		金属機械港合同 大阪亜鉛 矢賀製作所 田中機械		全港湾大阪支部 米穀運送分会 門真・茨木・八尾 交流会		

## アルバイトの使い捨ては許さんゾ!

### ユニオンとの出会いから全てがはじまった

仲川和良君

シリーズ第三回は、労災中に解雇した(株)シムラ(生野区巽南)を相手に、解雇撤回闘争を闘っている仲川和良君です。重い合成皮革のロールを運ぶうちに「変形性脊椎症」に。働けなくなった仲川君を会社は問答なしに解雇。現在仲川君は治療の傍らユニオンとうなんの組合員として、総評東南地域センターで部分就労に励み、憎っくき(株)シムラを地労委で追い詰めています。

—まず、発症の経過から説明してください。

【仲川】はい。僕は、八四年に今の(株)シムラにアルバイトとして入社しました。仕事は二〇〜三〇kgの合成皮革の出庫作業です。ロールをコンテナから引き出して肩に担いで階段を折り、伝票にあわせて裁断して積み込む……そんな仕事です。三〇kgといっても、一m程度の棒状のロールをかつぎ上げたり、下ろしたりする

作業なので、肩や背中、腰に負担のかかる仕事で、とくかく体を酷使する仕事です。

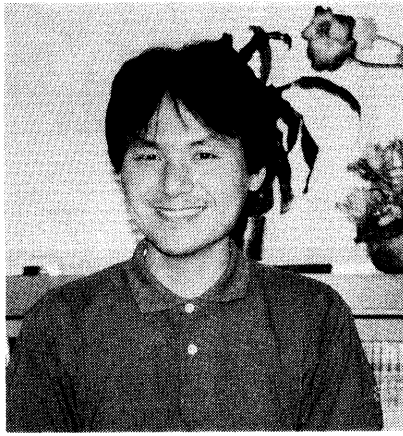
—それで体を壊したのですか？

【仲川】まあそうですね。長いこと働いている人はみんなどこか故障がありました。アルバイトはたいがい長続きせず、どんどん入れ代わるのですが、僕はそこで三年間働いきましました。三年目の八六年八月頃から背中、胸の後ろが押さえられるように痛く

なりだしました。当時は理由が分からず胃が悪いのかしらとも思っていたのです。そのうち、朝が起きられなくなって、遅刻や欠勤が増えるようになりました。

—解雇の経過を聞かせてくれませんか。

【仲川】まず、八六年十二月上旬に光島課長が「来月から辞めてもらおう」と解雇を通告してきました。その前に光島が解雇を匂わすようなことを言っていたので、とりあえず医者のを



診断書をと、十一月下旬に近くの医院で診断書を書いてもらっていただきました。結局その時は、その診断書を提示して、「仕事のせいだ、背中がおかしくなったんだ」と反論して、解雇は取り止めにさせることができました。

—それで解雇が取り止めになった？

【仲川】いいえ。今から思えば、診断書を示したことが、会社に本気で解雇しようと思わせたことかも知れません。とりあえず解雇は撤回させたものの、体の調子は悪くなるばかりで、

りで、欠勤や大幅な遅刻も増えました。八七年の二月、今度は総務課長が解雇を通告してきました。同じ日に社長とも話をしました。社長は、教え諭すような口調で「アルバイトは体を壊したら辞めてもらうのが社会通念だ。辞めた後もいろいろ相談に乗ってあげるから」などと、解雇を迫ってきました。

当時の僕は「労災」という言葉も知らなかったし、保険制度や解雇制限があるということも知らなかったし、社長の前で無力でした。ただ「体の具合が悪くなったのは仕事のせいなのに解雇するのはおかしい」という思いだけをぶつけたんです。その後、もう一度総務課長とも話をしましたが、課長は「やくざが労働組合に話をもっていくほかないが、そんなことでも勝ち目はないぞ」と軽蔑するように言い捨てるだけで僕の主張を聞き入れようとはしませんでした。

三月二〇日に会社に行くとき来月分の僕のタイムカードがなくなっていました。それを見て「もうどうしようもない」と無力感にうちひがれて、帰ったのです。

—その後、安全センターに相談にきたんですね。

【仲川】ええ。たまたま松浦診療所のことを知っている人が知り合いにいて、それで相談に行っただけです。その後、安全センターの人の紹介でユニオンとうなんに加入しました。労基署にもユニオンの人たちが何度も足を運んでくれ、八九年六月に認定されました。

—やっと訴えが認められたわけですね。

【仲川】はい。僕にとってこの認定は非常に大きなものでした。単に病気がシムラでの仕事のせいであるだけでなく、解雇自身が不当なものであることがはっきりしたわけですから、会社の責任がはっきりしてきたわけですね。

【仲川】八九年八月にユニオンとして要求書を提出しました。一、二回は志村社長も話し合いに出てきましたが、すぐ団交を拒否してきました。何度も要求したのですがダメで、結局去年の六月に地方労働委員会に団交拒否の不当労働行為救済申立てを行いました。

―現在、地労委闘争継続中ですね。

【仲川】はい。会社側の主張は、証人によってところ変わるんです。たとえば、光島課長は社長が解雇を言い出したと証言するかと思えば、当



時の総務課長は光島課長が言い出したと証言する。あるいは解雇通告の期日を、診断書の日付の前であるように口裏を合わせる。細かなことは避けませんが、会社の主張はまったく整合性がないのです。

―地労委もいよいよ大詰めですね。

【仲川】ええ。前回は社長の主尋問でした。あとは社長の反対尋問。次いでこちら側の証人を立てて尋問は終わりです。もしこちらの主張している現場検証が実現すればいっそう、こちらの主張の正しさが認められると思います。とにかくやれること、思いつくことは全てやろうという心境です。

―今、総評東南地域センターで物販の手伝いをしていますね。

【仲川】はい、部分就労で。重い物は持てないのですが、少しでも役に立てればと思っっています。

―最後にお伺いします。仲川君にとって、ユニオンとはどんなものですか。

【仲川】(株)シムラにいるころは、僕の訴えにまともな耳を傾けてくれる人特に上司はいませんでした。でもユニオンのメンバーは、僕の訴えを受け止めてくれました。主治医の田島先生もそうです。それまでの医師は僕の話をも十分に聞いてくれなかったけれど、田島先生のおかげで自分の病気がなせ起こって、今どんな状態にあるのかが分かりました。ユニオンの仲間の力で、会社がやったことのおかしさや主張の矛盾を暴くことができたと思っています。そして、僕はそのことがとても尊いことだと思います。ユニオンには僕と同世代の人も多いし、同じ仲間として今後もやっていきたいと思っています。



# 前線から

## V D U 作業の

### 安全衛生問題で学習会

#### 大 正

#### 大阪市職大正区役所支部

大阪市職大正区役所支部は七月三日、

役所にゆきわたることになる。これまでに大阪市職では、市当局と協定すること

業が増えることが予想される。また、現在の区役所ごと

支部執行部を対象に、V D U 作業の安全衛生問題で学

習会を開催した。大阪市の区役所の窓口業務のV D U 作業は、すでに部分的に実施されているとはいっても、他の区役所や他の業務ではワープロが数台ずつ設置されているにすぎない。しかし、窓口業務のV D U は、ここ数年の間には全区

#### 東 京

全国労働安全衛生セン

この七月六、七日に横浜市

ター連絡会議と労働者住民医療機関連絡会議の共同の取り組みとして「じん肺プロジェクト」の初会合が、

で開催された。「じん肺プロジェクト」は、管理区分決定、労災補償など数々の問題をかかえるじん肺に

#### 「継続的研究九会」で 取り組み課題を整理

について、医学的問題、労災補償上の問題など全国的に情報を集中し、運動的課題についても整理しようというものである。

特に、労働省は現在、現行の管理区分決定の内容についても全面的な改定作業を行っており、また昨年、今年と連続して労働省が敗訴したじん肺・肺がん訴訟の判決から、肺がんの業務

により、作業時間規制、特殊健診の実施などの取り組みを進めてきているが、

まだまだ多くの業務にV D U 作業に設置されているワープロ室の運用についても、他の事務作業との関連などさらに労働環境について検討していく必要がある。



上認定についての通達改正問題など労働省に対し、何らかの動きが必要になっている。

会議では、都道府県じん肺診査医のX線写真読影に関する問題、気管支炎をどうとらえるか、肺がんの三つのテーマについて報告、また、各地域での管理区分決定状況についての報告が行われた。地域間の格差、バラツキ、方法上の違いなどは予想以上に大きく、この点も今後の課題になりそうだ。

今後は年に数回に程度で研究会をもち取り組みを進めていく予定である。



## 作業環境改善の

総△口対策めざし

# 八尾工場で安全点検

## 東 南

金属機械オーシマ支部は、八尾市にある新工場の安全衛生対策について、安全センター、環境監視研究所が協力して工場の安全点検を実施した。

同支部では、これまで職場の安全衛生委員会を中心に安全対策に努めてきたが、腰痛の発生などまだまだ完全な労災追放を宣言するまでには至っておらず、可能な対策をもっととれないのかについては検討課題であった。六月末から七月初めにかけて、作業状況の観察、ビデオ撮影によるチェック、

## □金属機械オーシマ支部□

騒音測定などを行い、七月十七日の安全衛生委員会で報告を行った。

今後、オーシマ独自の職場作業環境チェックリストと、安全衛生教育用ビデオ



を作成し、さらに職場での日常的な作業環境対策に努め、作業椅子についても検討することになっている。

## 障害者等級の再審査請求

# 労働省側も審査官決定の

# 不備を認める

## 西 宮

高職のT氏（全港湾西成分会）の障害等級不服再審査請求について、労働保険

審査会公開審理が七月十一日に開かれた。

T氏は、一九八〇年にマ

ンション新築現場で足場用鉄パイプが倒れてきて後頭部、腰背部を打撲、以後、入院、通院治療をして、一九八六年九月末症状固定とされた。この際、「神経系統の機能については障害九級」「難聴については障害十一級」とされ、併合して第八級と西宮労基署に認定され、これを不服として兵庫労災保険審査官に審査請求するも不当にも棄却され、再審査請求していたもの。

焦点は、審査請求段階で、頸部の疼痛等の後遺症状について、「就労可能な職種範囲が相当な程度に制限されるもの（九級）」ではなく、「軽易な労務以外の労務に服することができないもの（七級）」相当であるとの趣旨の三人の主治医

意見が、局医意見をたてにことごとく無視されたことにあった。公開審理においても、局医意見を理屈抜きで引用した審査官決定の誤りを追及した。労働側八代参与が「主治医と労災医員

の意見が異なる場合、複数の否定された意見者について理由が明らかにされないことが多い」と労働省に見解を求めると「確かに審査決定書の不備があり、不明なところがある」と労働省側は答えざるを得ず、審査官決定の不備を一部労働省側が認めることとなった。再審査決定の行方が注目される。

共感・実感……

ユニオン東南仲川君招き

被災者部会交流

中央

□ユニオンひごろ□

六月二十八日、ユニオンひごろの被災者組織「部会あかつき」の会合が開かれた。他労組との交流として、現在解雇撤回闘争に取り組んでいるユニオンとうなんの仲川君から、労災被災から解雇、地労委闘争までの経

過報告を聞いた。就労中に火傷を負った〇君は、会社が災害状況を認めようとしなかった自身の経験を紹介、労働保険審査会から業務外との決定を受けた腰痛被災者の〇さんも、疾病を抱えながら職場で働き続ける難

しさを訴えた。〇さんは「自分で工夫しながら腰痛と付き合っていくようにしています」と近況を報告した。

駆け込み寺としてのユニオンの被災者同士の交流は



非常に重要な活動である。流を共に図っていききたい。今後も継続して被災者の交

### シムラ解雇撤回闘争

シムラ社長宅前で

## 抗議のシュプレヒコール

### 地労委大詰めを迎え決意新た

□ユニオンとうなん□

労災被災中に解雇された仲川君の解雇撤回闘争を闘っているユニオンとうなんは、七月二四日社長宅抗議行動を行った。行動にはユニオンとうなんのメンバーをはじめ総評東南地域センターから約三〇名が参加した。これまで社前のデモは行ったことはあるが、社長宅抗議行動はこれが初めて。折悪しく社長は出張中だったものの、家族はカーテ

ンを締め、家の奥で抗議行動が終わるのを待っているようだった。連帯の挨拶に立った各地区センターの代表は、労災責任を認めず団交にも応じない志村社長を痛烈に批判、豪邸の並ぶ東生駒にマイクを通して抗議のシュプレヒコールが響いていた。大詰めを迎えた地労委闘争と連動して、志村社長を追い詰める行動をどんどんとっていききたい。

## 中央

### フィリピン女性研修生問題

## 帰国後の雇用めぐり

### 会社と交渉

□ユニオンひごろ□

七月一日、フィリピン女性研修生の帰国後の雇用問題で研修担当のA社と交渉が行われ、安全センターも参加した。

帰国前のユニオンひごろとの協定では、A社と研修生を受入れたB社が帰国後の雇用を保証することとなっていた。しかし実際に帰国してみると雇用予定先は操業していなかった。A社の説明では別の合弁会社を用意したというが、労働条件が悪く、研修生たちは断らざるをえなかった。この

合弁会社は、B社が現地資本とで作った地図作成会社で、安価な労働力を求めてフィリピンで事業展開しているB社の姿の一端が示された恰好だった。

ただ、A社の説明は研修生からの情報と大きくからの報告とくいちがっており、今後実態を調べた上で交渉を重ねていくこととなった。「研修生制度」は帰国後の雇用を前提とした制度であり、最後までその責任を追究していかなければならぬ。

## 川 淀 西

和議倒産―再建闘争をたたかったK氏

### 脳内出血労災申請

#### □金属機械恵美須屋工具支部□

金属機械恵美須屋工具支部組合員K氏が職場で脳内出血を発症し倒れた件で、八月二日、西野田労基署に對して労災申請が行われた。

K氏は、四月一日、残業

開始直後に現場で倒れ意識不明となり救急入院したが幸いにも命をとりとめ、現在、リハビリ治療に専念されている。

恵美須屋工具は六二年六

月に和議倒産、支部は会社再建のために非常な努力を積み重ねてきた。賃金カット、時間延長、人員減のなかで、K氏は労働組合会計として、連日の会議・協議、従業員の世話など再建闘争の中心で頑張ってきた。支部は検討の結果、そうした激務による疲労とストレスが発症の主因であると確信し、労災申請となったものである。

二日の労災申請には、支部、K氏夫人、ブロック、金属機械地本、勤健協、安全センターが参加し、さらに会社社長も参加した。申請にあわせて、各意見書を提出、会社からも業務上認定を求める意見書が提出された。関係者全員、労災認定をせひともかちとるべく頑張る決意である。



## 胸部レントゲン撮影を考える

続その9

放射線被曝と労働研究グループ

ま

と

め

約一年間にわたって、「胸部レン

トゲン撮影を考える」の続編を連載

してきました。ほぼ当センター発行

のパンフレットの補足ができたと思  
います。このシリーズを終えるにあ  
たって簡単なまとめをしてみます。

①まず、結核については年々死亡率、  
罹患率が減少しています。死亡率は  
八八年では人口一〇万人につき三・  
二人、罹患率は同じく人口一〇万人  
につき四四・三人となりました。特  
に若年層の罹患率はかなり少なく  
なっています。

②WHO（世界保健機構）はX線間  
接撮影による集団検診について効果  
がないという理由で、一九七三年に  
中止の勧告を出しています。世界的  
にみても、今なお集団検診を実施し  
ているのは日本だけです。

③一方、レントゲン間接撮影による  
被曝は、集団検診が無差別強制的に  
行なわれる限り避けられません。そ  
の被曝による発ガンリスクは蓄積し、  
確実に将来的にガン死を増加させま  
す。一般人の受ける放射線被曝の中

で、医療による被曝はかなりの割合  
を占めます。それが本当に必要かど  
うかはなはだ疑問です。

④最近の研究によると、放射線によ  
る発ガンリスクは年々評価値が高く  
なる一方です。健康人に対する放射  
線被曝の無意味さ、恐ろしさをもっ  
と認識すべきです。

以上の観点から必要最低限を除い  
て、無差別強制的なレントゲン間接  
撮影による結核集団検診はやめるべ  
きだと考えています。

昨秋より、労働者に対して義務付  
けられている定期健康診断の内容が  
変わり、成人病検診的な性格が強  
くなってきました。それぞれの労働者  
や労働組合としても、自分たちが健  
康で働き続けるためにどの様な健診  
が必要なのか、考える時期にきてい  
ると思います。レントゲン間接撮影  
による放射線被曝をとっても、一度  
各組合で学習や討論の場をもたれる  
ことを望みます。

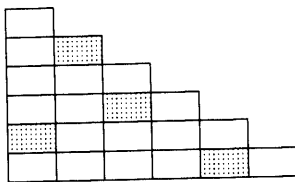
最後にこの続編の文責は左記の者  
が負います。内容に関する質問や意  
見があれば、ご連絡下さい。

了

環境監視研究所 中地重晴

☎〇六（五七四）八〇〇二

大阪市港区弁天町2-1-30



# ④の現場のうちの危険チェック

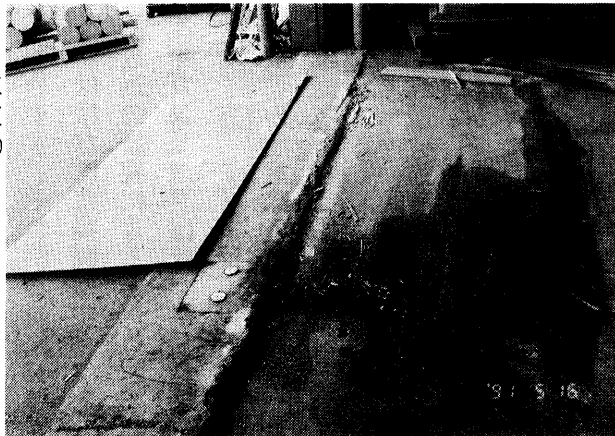
全港湾大阪支部日栄分会

大阪港の大正内港の倉庫である（写真①）。大型トラック、トレーラーが止まり、フォークリフトが行き交う。当然フォークリフトは倉庫の内と外を往復し、入口を頻繁に通る。ところが倉庫の地盤が長年の間に沈下して、入口のところに段差ができた。（写真②）単に車が通るのなら大して支障はないが、荷を積んだフォークリフトが通過するときにはこれが大変な障害になる。段差で荷が傾き、

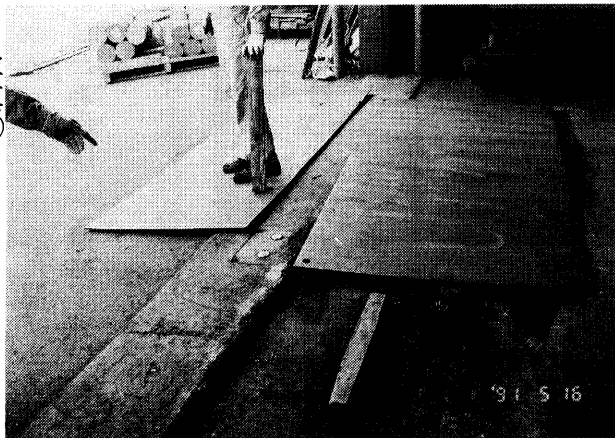
少しでもスピードを上げれば横転事故にもなりかねない。現在は、鉄板を敷いて応急処置をしているが（写真③）、余分なものが倉庫に持ち込まれていることになり、新たな粉じんも発生するし、つまらない災害発生の原因にもなりかねない。早急な改善工事が必要だ。全港湾大阪支部の安全パトロールでも取り上げ、改善を要求している。



写真①



写真②



写真③

六・七月の新聞記事から

- 六・一 神戸市で工事用シヨベルカーが山陽電鉄線路に転落、電車に衝突、シヨベルカー運転手がケガ。  
七・二 雲仙岳火砕流で焼死したタクシー運転手の二遺族が島原労基署に労災申請、他の二遺族も申請予定。
- 六・六 北海道石炭じん肺訴訟第三次提訴で、十四人が国や会社に慰謝料約三六億円を求める。(札幌地裁)  
七・三 中国人就学生不法就労で大阪府警が派遣会社「日本システム」社長ら二人逮捕、同社と佐川急便支店等捜索。  
七・四 韓国政府が国家公務員が過労でガンにかかった場合でも公務災害として認定する措置をスタート。
- 六・一〇 長野県立岡谷工高山岡教諭が過労死した件で長野県地公災基金審査会は公務上災害と逆転採決。  
七・六 静岡県御殿場市で自衛隊輸送者が対向車と接触し、隊員ら一九人がケガ。  
七・七 昨年一二月に栃木県足利市の古紙回収会社で作業中死亡したイラン人少年に対し足利労基署が労災認定。
- 六・一一 北九州の新日鉄化学でやけどし入院中の労働者が死亡。  
七・一一 広島県三原市でJ・R山陽線線路工事中の下請け作業員二人が寝台特急にはねられ死亡。  
七・一二 静岡県富士宮市の丸井製紙工場から塩素ガスが漏れ、従業員、通行人ら一〇一人が病院で手当てを受ける。
- 六・一二 福井市の藤田記念病院の看護婦が長時間勤務を繰り返して急性心不全死した件で、両親が病院を相手取って総額六千六百万円の損害賠償請求訴訟を福井地裁に提訴。  
七・一三 J・R福知山線のす福知山市内の踏切で立ち往生の大型トラックと通学列車が衝突・脱線し三〇八人だケガ。
- 六・一五 静岡県富士宮市の国道一三九号線で鋼材過積載の大型トレーラーが火を噴き暴走、六台に衝突、七人死亡、五人重軽傷。ブレイキの連続使用による過熱が原因か。  
七・一三 八丈島の漁師がカツオ・マグロ漁で連日厳しい労働に従事、脳内出血で死亡し、遺族が労災不支給処分取消しを求めた訴訟で、東京地裁が労災と認める判決。
- 六・二〇 高浜原発二号機で一六三本の損傷細管を発見。  
七・一七 濃霧の豊後水道でタンカー同士衝突、一隻沈没、五人重軽傷。
- 六・二二 大阪市大手前の合同庁舎新築現場で一四階から作業員が転落死。  
七・二〇 信楽鉄道事故で、J・Rが乗り入れ運転マニュアルを乗務員に渡していなかったことが、シンポジウムで明らかに。
- 六・二二 住友金属和歌山で水道管積み込み作業中に管の束が落下し下請け労働者が頭打ち死亡。  
七・二〇 濃霧の岩手県沖で貨物船と砕石運搬船が衝突、運搬船が沈没し一遺体発見、五人行方不明。
- 六・二二 愛知県岡崎多工場でスイッチボックスとクレーンの積み荷にはさまれ下請け労働者が死亡。  
七・二二 市立尼崎高校不合格の筋ジス少年の不合格停止申請を神戸地裁が却下。
- 六・二二 千葉県立匠達高校片山教諭が過労死した件で、遺族が公務上認定求め地公災基金支部相手取って千葉地裁に提訴。  
七・二二 農薬散布中のヘリの事故が一日に三件も発生。福島・墜落操縦士即死、茨城・二人不明、埼玉・墜落一人ケガ。
- 六・二六 ライオン千葉工場で爆発事故、二人死亡、一〇人重軽傷。  
七・二二 日弁連が製造物責任法の早期制定要望書を政府、関係省庁、政党内提出。
- 六・二五 じん肺を苦に自殺した大分県佐伯市内の元建設作業員の妻が、自殺を労災と認定しなかった佐伯労基署長を相手取って原処分取消を求めている訴訟で、大分地裁は労災と認めると判決。(労働省は、控訴)  
七・二六 信楽鉄道事故で初の補償交渉、謝罪要求相次ぎ内容提示に至らず。
- 六・二九 千葉の私鉄路線バス運転手がクモ膜下出血で死亡した件で、発症前一週間に休日があっても過重労働を認め業務上認定(船橋労基署)。  
七・二七 県立宮崎病院で精神障害理由に透折拒否された女性が翌日に尿毒症で死亡。
- 六・三〇 石川県志賀原発工事現場でクレーン車横転し二人死亡。  
七・三〇 岐阜・各務原市のカルビーポテトチップ製造工場で、過酷な長時間労働の果てに八八年四月に急性心不全で死亡した要田さんの件を業務上として認定(岐阜労基署)。
- 七・一 日立国分工場でプレス作業中に材料が飛びあご骨骨折。

### 「関西労災職業病」 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284  
 ◎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

ふる本の『時代屋』

不要になった本がありましたら下さい。とりに行きますから紙合まで

※コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39 2F ☎(06)468-5411

此花労働者センター

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

KOKUSAI

# 国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
 TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672